

防府市大光寺原霊園災害見舞金支給要綱

平成22年1月15日制定

(目的)

第1条 この要綱は、平成21年7月21日の豪雨に伴い大光寺原霊園において発生した災害により被災した大光寺原霊園の使用者（以下「り災使用者」という。）に対し、市が見舞いのための金品（以下「災害見舞金」という。）を支給することにより、り災使用者の援護を図ることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 市長は、り災使用者のうち次に掲げる者に対し、別表に規定する災害見舞金を支給する。ただし、平成21年7月21日現在において墓所を使用していなかった者を除く。

- (1) 墳墓又は碑石が全倒壊した者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

(支給の対象の確定)

第3条 前条の支給の対象は、市長が係員を現地に派遣させ、災害の状況を調査して確定する。

(支給の制限)

第4条 災害見舞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。

- (1) 当該災害によるり災がその者の故意又は過失により生じたものである場合。
- (2) その他特別の事情があるため、市長が災害見舞金の支給が適当でないことを認めた場合。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月15日から施行する。

別表

区 分	見舞金の額
墳墓又は碑石が全倒壊した者	20,000円
前号に掲げる者以外の者	5,000円